

第3回 中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会 会 議 録

1. 開催日時・場所

令和8年6月30日（火曜日） 18：30～20：00

中川村基幹集落センター集会室

2. 出席者

団体名等（50音順）	役職	氏名	備考	出欠
学識経験者	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科教授	白戸 洋	委員長	出
中川村商工会 なかがわ暮らし推進協議会	会長	宮下 進吾	副委員長	出
一般公募	一般公募	大池 達也		出
一般公募	一般公募	米山 永子		出
中川村議会	総務経済委員長	松村 利宏		出
中川村教育委員会	教育委員	桃澤 孝之		出
中川村社会福祉協議会	会長	松村 隆一		出
中川村小中学校PTA連絡協議会	中川西小学校PTA会長	出澤 秀和		出
中川村総代会	会長	山内 新一	R8.1.1 交代	出
中川村農業委員会	農地利用最適化推進委員	矢澤 正人		出
中川村民生児童委員協議会	副会長	松下 春男		欠
長野県伊那建設事務所	所長	矢口 大輔	R8.4～	出

事務局

中川村	村長	宮下 健彦		出
建設環境課	課長	宮崎 朋実	R8.4～	出
	建設係長	片桐 開	R8.4～	出
	建設係	福沢 由希子		出
地域政策課	課長	眞島 俊		出
	土地政策係長	小林 和弥	R8.4～	出
	土地政策係	田中 智也	R8.4～	出

3. 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 報告及び情報提供

- (1) 事務局体制の変更について【2 ページ】
- (2) 計画策定及び公表スケジュールについて【5 ページ】
- (3) 立地適正化計画の策定にあたって【6 ページ】
- (4) 事業者ヒアリング実施状況について【26 ページ】

4. 審議事項等

(1) 都市計画マスタープラン【資料1】

①全体構想（案）について

(2) 立地適正化計画【資料2】

①第3章 むらづくりの方針（案）について

②第4章 都市の骨格構造（案）について

5. その他

次回委員会の日程について

6. 閉会

4. 配布資料

➤ 次第 一式

- ・ 次第【1 ページ】
- ・ 中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会 名簿【2 ページ】
- ・ 同上 設置要綱【3 ページ】
- ・ 体制図【4 ページ】
- ・ 全体工程表（案）【5 ページ】
- ・ 立地適正化計画の策定にあたって【6～25 ページ】（立地適正化計画の手引きより抜粋）
- ・ 要支援者施設事業者ヒアリングとりまとめ【26～35 ページ】

➤ 【資料1】ふたつの計画の構成と関連性、都市計画マスタープラン_全体構想（案）

➤ 【資料2】立地適正化計画 第3章 むらづくりの方針（案）、第4章 目指すべき都市の骨格構造（案）

5. 議事

1. 開会

事務局

（進行：事務局）

2. あいさつ

宮下村長

白戸委員長

3. 報告及び情報提供

- (1) 事務局体制の変更について【2 ページ】
- (2) 計画策定及び公表スケジュールについて【5 ページ】
- (3) 立地適正化計画の策定にあたって（計画の前提条件）【6～25 ページ】
- (4) 要支援者施設事業者ヒアリング実施状況について【26～35 ページ】

事務局から報告及び情報提供

4. 議事事項等

(進行：白戸委員長)

(1) 都市計画マスタープラン【資料1】

①全体構想(案)について

資料1に基づき、事務局から説明

委員長

【資料1】について、ご質問等を出していただきたい。

委員

総合計画の村づくりの基本理念について「村全体を農村公園と捉え」と書かれている。総合計画の部分なので修正ができないことは理解できるが、公園とは公共施設である。その表現には不自然さを感じる。農村公園とは、公園とは、村としてどう定義しているのか。美しい村という表現についても全国にいくつもある。近隣市町村であっても美しくないわけではない。村全体を農村公園とするとはあまりにも無鉄砲な考えである。意見として発言している。

村長

第6次総合計画の村づくりの基本方針であり、中川村は農村、農地で形作っている景観を守っていくことを大きな柱のひとつとしている。農村公園というと公共的な施設として思い浮かべる方が多いかもしれない。農業に関しては固有の所有物であり生産活動が営まれているものではあるが、全体としては、農村の中に多様な景観を育んで農業を中心として生産が営まれている。農業生産だけでなく農地を活用した交流人口の育成や農産物の加工なども行われている。多様な意味で、この農村地域をひとつの柱として公共的な中川村の財産であるという意味で表現している。美しい村については、村は日本で最も美しい村連合に入っているが、この目的は、伝統やそこから伝統で育まれたものを大事にしながら孤立せず誇りを持って自立していこうというものである。厳密に言う公共施設というものとして表現しているものではないことをご理解いただきたい。

委員

拡大解釈していけば良いのか。私としては、農村公園という表現は間違っている、適切でないと思う。しかし、他の市町村よりもっと美しい村を目指そうよ、という宣言として理解したい。

村長

感覚的なものであるが、地形を他の市町村と比べて見ても、中川村は特徴がある。似たような農業を営んではいるが、多少の違いは地形の中での違いを皆さんも感じ取っていると思う。ご理解をいただきたい。

委員

私は総合計画の策定委員でもあったが、皆さん捉え方がいろいろあるんだな、と思った。私は旅館業を営んでいる。人口減少が進む中、関係人口をつくっていくということは、まちづくりの会議などに参加すると多く出る話であり、村にとって大切であると感じている。その関わりを漠然と「公園」というイメージとして捉えており、私は良いなと思っていた。農業を営まれている方では捉え方が異なってくることがある。

そのため、イメージをきちんと伝えていくべきではないかと思った。また、今後はコンパクトシティに展開していくことになる。小さい自治体はこれからどうやって生き残っていかなければならないかが課題である。居住誘導区域を決めていくことも大事だと思うが、地区がどのようになっていくかが前回の委員会でも話題になったが、例えば、地区でずっと守られてきた文化を新しい形で村らしさとして残していく。2ページのキャッチコピーに自然は入っているが、歴史や文化、農村景観ということを残さなくて

良いのか。

事務局 この場で、キャッチコピーを決定することは難しいので、皆様からいただいたご意見をもとに事務局と庁内部署で検討し、今後の委員会で提案させていただく。

委員長 総合計画の将来像の中に「独特の風土・文化が栄え、受け継がれてきました」という表現がある。先ほどのご意見の目指すものが含まれていると思うがいかがか。

事務局 失ったら取り戻せない文化や自然景観などは継承していかなければならない。内容としては含まれているが、キャッチコピーが一番最初に目にするものであるので、表現について研究させていただく。

委員長 一般的な解釈としては、村景観を守るといって水路やため池などを長年維持してきた人々の繋がりや苦勞、お祭りなど農業に関わる文化がある。基本理念の2番目の農村公園とは、物理的なものだけではなく風土の意味合いも含まれているのではないかと思う。検討いただきたい。

委員 2ページに「都市」「むら」「まち」が出てきている。読んでいてつかかってしまうので、工夫していただきたい。法律に沿った表現かもしれないが、村民の理解が進むような表現を検討していただきたい。

事務局 村としては「むらづくり」が合致すると考える。言い換えが可能かどうかを含めて確認し、報告したい。

委員 7ページから拠点やゾーンなどの記載があるが、その中で用途地域や農振地域について書かれている。あと3回の会議をもって用途地域や農振地域の見直しについて踏み込むのか、それとも提言をするだけの会なのか。

事務局 この委員会で決定をして、上位の会議等に持ち上げる組織ではない。皆様からご意見をいただき、整理したものを都市計画審議会に諮るという流れになる。多くのご意見をいただく中で、良いものを都市計画審議会に提案していきたい。

委員 用途地域や農振地域も都市計画審議会で見直すのか。

事務局 農振地域の見直しについては計画を作成して見直すものではない。必要に応じて農振の除外をしていくという流れである。

委員 意見として持ち上げられるものなのか。

事務局 現状の都市マスでも用途地域の見直しをしたいエリアを記載している。本委員会では全体構想のみ提示しているが、今後、具体的整備構想、地域別構想と続き、用途地域の見直し地区は地域別構想でも示している。次回以降にその点をご確認いただきながら、全体構想に持ち上げていく作業となる。

村長 どの場所に用途地域を広げるということまでは記載できないが、ニュアンスとしてこの地域はもう少し区域を拡大するなり、何かを集中するべきではないかなど大きなエリアとしてどうかという表現になるのではないか。

事務局 おっしゃる通りのイメージでいる。都市マスの改定についても県のヒアリングを予定しているので県の見解にもよるが、現計画では見直し検討地区という表現もあることをご覧いただきたい。現都市マスの23ページをご覧いただくと、用途地域見直し検討地区をという記載がされていることをご確認いただきたい。

村長	23 ページをご覧くださいと、牧ヶ原付近を用途地域検討地区としている。中川中学校や交番の土地は用途地域が引かれている。村としてはその隣の土地に老朽化した公営住宅を誘導したらどうかという考えを村民の皆様にお示したこともある。ざっくりとした表現であることをご理解いただきたい。
委員長	この点について、後ほど報告していただきたい。
委員	2 ページに「むらづくりで積み残した課題」とある。村の大きな課題は雇用が無いことである。雇用の選択肢が無いことを、多くの村民が言っている。農業や商業だけでなく、20 年後どこまでいけるかは別として、工業の雇用もしっかり入れるべきである。工業がどこにも出てこない。
事務局	上伊那圏域マスタープランでも新たな工業用地についての記載がある。県の計画に沿った形で検討していく。

(2) 立地適正化計画【資料 2】

①第 3 章 むらづくりの方針（案）について

②第 4 章 都市の骨格構造（案）について

資料 2 に基づき、事務局から説明

委員長	主に、立地適正化計画におけるむらづくりの方針についてご意見をいただきたい。
委員	3 ページの公共交通ネットワークと既存地域コミュニティについて、村内の連携を意味していることは分かる。しかし、20 年先を見据えたときに、リニアなど広域連携という視点を入れておくべきではないか。
事務局	都市計画マスタープランで広域連携軸として整理しながら立地適正化計画にもリンクしていくという流れになろうかと思う。ご意見を参考にさせていただく。
委員	4 ページの都市計画マスタープランの図について、西小学校を牧ヶ原かチャオ周辺か、どちらかの生活機能集約拠点の中に位置付けた方が良いのではないか。
事務局	現段階では、むらづくり拠点として整理している。西小学校は用途地域内への立地ではないため、生活機能集約拠点への位置づけは難しいところではある。都市マスの方で、どのような表現が可能かについて研究していきたい。
委員	西小学校の今後について、何か進展はあるのか。
村長	東小学校は用途指定されているが、西小学校は用途指定されていない。西小学校は一部イエローゾーンに掛かっており、制約がある。新しい学校の周辺を文化施設という括りにした場合に、その中に連携して入れるべきではないかというご意見だと解釈する。制約がある中で、盛り込むことが可能かどうか検討する。また、新しい学校によって、2 つの施設が空いてくる。人口が減少していく中で、公共施設も単純に維持していけば良いというものではない。公共施設としては手を放すという選択肢もある。大学のアトリエとしての活用、ベンチャー企業を誘致するなど多様な使い方が考えられる。様々なご意見があるので、まずは職員の中で、どうしていくかを考えている。都市マスの中にその文言が入るかどうかは別の話としていただ

	きたい。
委員	5ページに、空き家・空き店舗の活用とある。ここには、東小、西小も含まれていると考える。空いた物件を維持するにしても更地にしても、どちらにしても費用が掛かってしまう。村営住宅を新たに作る計画があるのならば、今あるものを活かすという考えはいかがか。西小学校のグラウンドは切り分けて考えれば、すぐにでも宅地になるのではないか。そういう利用ができればいいな、と思う。
村長	良いご意見である。公共施設としては手放して、民間の力を借りるという考えはあり得ることである。少し離れて静かな環境で暮らすという意向はある。この計画では個別の事項は入れられないので、ひとつのアイデアとして承る。
委員	移住してきたり空き家を改修したりする場合に、補助金制度がある。居住誘導区域でない場所の場合、補助金がなくなってくるのか。誘導ということのつながりが良く分からない。
事務局	誘導策になるが、他の自治体では、居住誘導区域の内外でメリハリをつけている事例がある。
事務局	家を建てるのであれば、居住誘導区域の方が補助金を高くして、徐々に誘導を進めたていきたいと考えている。ただし、現在住んでいる人や、農地を持っていてその近くに居住を持っている人が、新たにまちなかの密集した場所へ移住するのは難しい。違う面からの補助金や制度設計が必要になってくるのかもしれないと考えている。全員が居住誘導区域に住むことを強制するものではない。新たな居住を考えている交流人口や2地域居住の方ならば、誘導区域ならば上乘せがあります、それ以外ならば通常です、ということで時間をかけながら誘導していく。活性化計画があるので、小平や美里地区は補助金が異なるということも行っている。この都市計画版が誘導策となるのかもしれないが、具体的に決まっているわけではない。イメージとして捉えていただきたい。
委員	中川村が良くて移り住んできている人達は、景観の良さ、自然豊かな環境を求めてきている方が多い。まちなかが好きな方と、できるだけ山里の方に住みたいという二つのタイプに分かれている。まちなか、山里にこだわらず、気に入った空き家があったら、それを活かすという観点の補助金があれば、より誘導が進むのではないか。空き家が維持できないという方もいると思う。そのままにしておくと観光や防犯、災害にダメージが出る。空き家の活用はぜひ取り入れていただきたい。更地にする補助金制度でも良いのか。
事務局	建設環境課で取り組んでいる特定空家を未然に防ぐという意味からすると、更地にすることが一番良い方法である。様々な施策があるので検討していく。
委員長	移住・定住について、全国的な傾向として、2015年を境に、不便なところ山の中や離島に移住したいという傾向が強くなっている。それ以前は白馬村のみそら野のように、便利な田舎に快適な空間をつくっていた。昔ながらのところに移住したい人が増えてきているなど多様なニーズになってきている。この計画に限らず、検討していただきたい。

委員

農業委員会でも話題になっているが、山奥の方の土地は荒れている。住宅や農地は今後維持できるのか、と懸念している。

委員長

本日はこの辺で終了する。

5. その他
事務局

次回の会議は、8月上旬から9月上旬頃の開催を予定している。改めて通知をする。

6. 閉会

副委員長